Weekly コラム

令和5年4月18日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル4号館4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑚と親睦を通じて、 斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその 事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

消費税の基本 簡易課税制度とは?

◆かかったとみなされる仕入れ税額

納める消費税の額は、原則1年間に実際に 預かった消費税から、事業者が実際に支払っ た消費税を差し引いて求めますが、仕入れ先 などに支払った消費税を一つずつ計算する のは大変です。簡易課税制度は、中小事業 者の納付事務負担に配慮する視点から、事 業者の選択により売上に係る消費税額を基礎 として仕入れに係る消費税額を算出すること ができる制度です。

◆事業区分とみなし仕入率

簡単にいうと「売上に係る消費税の何%かを 仕入れに係る消費税として計算して良い」とい う制度です。みなし仕入率は業種によって定 められています。

第一種 卸売業(みなし仕入率90%)

第二種 小売業(みなし仕入率80%)

第三種 製造業(みなし仕入率70%)

第四種 その他(みなし仕入率60%)

第五種 サービス業(みなし仕入率50%)

第六種 不動産業(みなし仕入率40%)

簡易課税制度は基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、原則として適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます。

◆インボイス制度と簡易課税選択届出書 インボイス制度は請求書等に登録番号が 必要になりますが、簡易課税制度そのものの 仕組みは廃止されず、特に変わりません。今まで免税事業者であった中小企業者が移行先に考えるのも簡易課税制度となることが多いでしょう。

インボイス制度開始の令和5年10月1日に向けて、 免税事業者が課税事業者になる場合の消費税簡易 課税制度選択届出書についても、経過措置が設けられています。選択届出書をインボイスの登録日の属 する課税期間中に、その課税期間から簡易課税の 適用を受ける旨を記載し提出した場合、その年の初 日の前日に届出書を提出したものとみなされて、イン ボイスの登録日から簡易課税制度が適用されます。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、**skc-soudan@skc.ne.jp** まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。